徳島県監査委員公表第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき,徳島県知事等から定期監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので,同項の規定により次のとおり公表する。

平成21年6月30日

監

徳島県監査委員 数 . 義 福片 永 和 降 同 Ш 司 · 喜 三 同 田義 明 同 木 亨

措

置

監査結果の公表年月日 平成20年11月26日

1 歳入で未収となっているもの

<環境局環境整備課>

杳

雑入(行政代執行費用)で収入未済がある。前年度よりも減少しているが,債務者の資産状況等を十分調査の上,整理等も含めて検討する必要がある。

結

果

雑入(行政代執行費用)の収入未済額の状況

മ

平成	19年度決	算額	26,631,860円
平成	18年度決	算額:	26,775,000円
増	減	額	143,140円

< 医療健康政策局医療政策課 >

医薬使用料(県立看護学院通信制授業料)で収入未済があり,収入確保に努める必要がある。返納金(看護師等修学資金貸付金)で収入未済がある。債権管理マニュアルを作成する等,一層の収入確保と新たな収入未済の発生防止に努める必要がある。

医薬使用料(県立看護学院通信制授業料)の収入未済額の状況

平成	19年度決	算額	77,500円
平成	18年度決	算額	77,500円
増	減	額	0円

当該未収金は,県が実施した行政代執行の費用相当額(26,775,000円)として行為者に求償した金額から,平成19年度に国税徴収の例により徴収した金額(143,140円)を差し引いたものである。

た

讗

じ

納付義務者である法人は,平成10年2月頃には実質的に倒産し,その後実体のない法人となり商業登記も職権抹消されているが,法人の清算手続には着手されずに放置されている。

残されていることが確認された資産は,差押えを行い,全て徴収しており,それ以外の資産は動産,不動産ともに見あたらない。

現時点では,これ以上は徴収できないと考えられるが,今後とも代表取締役の生活実態の確認を通じ,法人に復興の兆しがないか把握に努める。

医薬使用料については、債務者が所在不明であることから、平成2 1年3月31日現在で平成19年度末の収入未済額は減少していない。 平成21年3月には、債務者の住民票を取り寄せ、住所は変更されていないことが確認されたため、この住所に督促状を送付したものの、 宛先不明で返送されてきたが、今後とも引き続き住所を含めた状況把握に努める。

返納金については、債務者や保証人に対して電話による督促を行うなど償還指導に努めた。その結果、平成19年度決算額で3,902,000円であった収入未済額のうち、平成21年3月末までに145,000円を収納した。

平成21年3月には債権管理に関するマニュアルを策定したので,今後は,このマニュアルに従って,繰り返し督促を行うなど,引き続き収入確保と滞納繰越額の縮減に努めるとともに,新たな収入未済の発生防止に努める。

返納金(看護師等修学資金貸付金)の収入未済額の状況

平成	19年度決	算額	3,902,000円
平成	18年度決	算額	4,536,000円
増	減	額	634,000円

<労働雇用政策課>

雑人(勤労者生活協同組合事業資金貸付金)で収入未済がある。 引き続き解消に努める必要がある。

雑入(勤労者生活協同組合事業資金貸付金)の収入未済額の状況

平成19年度決算額			10,000,000円
平成18年度決算額			10,000,000円
増	減	額	0円

県は,貸付先である協同組合が休眠状態にあるため,連帯保証人に対して保証債務の履行を求め,平成17年12月2日に徳島地方裁判所に提訴し,翌年12月に県が勝訴した。

その後,相手側が控訴し,平成19年7月20日に高松高等裁判所の控訴棄却判決が出て,同年8月7日に高松高裁判決が確定した。

県は同日付で,連帯保証人に対して支払督促状を送付し債務の履行を求めたが,相手側が応じないため,同年10月に「判決内容の履行を求める。」「分割払いに応じる余地はある。」等とした県の意思を,県側弁護士発信の文書により,改めて連帯保証人に伝え返済を求めた。

しかし、事態の進展がないため、平成20年5月22日に双方の弁護士同士が直接面会し、返済について協議した。6月には、年返済額2,000千円(当初5年間分)の償還表案を相手側に提示し、返済の具体的検討に入るよう要求した。

その後,6月に提示した償還表案については応じがたいとの相手側の回答を受け,同年12月に年返済額1,500千円の償還表案を添付した債務返済の検討を求める文書を連帯保証人に対して送付し,同償還表案に基づく債務返済についての文書回答を求めた。

平成21年2月10日,県側弁護士事務所に「同償還表に基づく債務返済は難しい。しかし,少しずつでも返済の努力をしたい。」との文書回答があった。同月24日,努力する意思を現認するため,実現可能な債務返済計画の提出を求める文書を送付した。

平成21年3月3日,連帯保証人から100,000円の返済があり,翌4日に電話により,「3月23日までの債務返済計画の提出は難しい。」との申し出があったため,できるだけ早期に返済計画を提出するよう指導した。

平成21年4月3日,さらに10,000円が入金された。県側弁護士とも協議を重ね,同月24日に重ねて文書により,「債務返済計画書」の提出を求めたところである。

今後とも,できるだけ早期の債権回収に努めたい。

<道路建設課>

違約金及び延納利息(前払金返納利息)で収入未済がある。引き続き解消に努める必要がある。

違約金及び延納利息(前払金返納利息)の収入未済額の状況 ている。

本件未収金については,工事請負業者との工事請負契約解除に伴う 前払金返納利息であるが,相手方が事実上倒産(破産)状態であり, 県として債務者名義の唯一の財産である土地に対して仮差押えを行っ ている。

平成19年度決算額			1,957,398円
平成	18年度決	算額	1,957,398円
増	減	額	0円

しかし,仮差押えを行っている土地については,当該債権に優先する権利者が存在し,また他に財産もないことから前払金返納利息の徴収は非常に困難な状況である。

当該土地については、当該債権より優先する権利を有する東部県税局(吉野川庁舎)において、本年3月に実施したインターネット公売も含め過去5回にわたり公売を行っているが、いずれも不調に終わっている。

今後とも,当該公売の状況等を見極めつつ,適切に処理して参りたい。

<住宅課>

住宅使用料,雑入(家賃損害賠償金・借上公共賃貸住宅共益費) 及び敷金収入で多額の収入未済がある。巡回指導の強化や訴訟提 起などの努力により、改善傾向は見られるが少額に留まっている。 現状に至った原因を分析し,必要な改善策を講ずることにより, 滞納額を縮減できるように仕組みを見直して取り組んでいく必要 がある。

住宅使用料の収入未済額の状況

平成	19年度決	算額	333,227,005円
平成	18年度決	算額	312,100,807円
増	減	額	21,126,198円

雑入(家賃損害賠償金・借上公共賃貸住宅共益費)の収入 未済額の状況

平成19年度決算額			6,853,348円
平成	18年度決	算額	4,598,251円
増	減	額	2,255,097円

敷金収入の収入未済額の状況

平成	19年度決	算額	2,705,500円
平成	18年度決	算額	3,231,450円
増	減	額	525,950円

住宅使用料の未収金については,従来より,家賃滞納者や連帯保証 人に対して電話指導,文書による催告,更には呼出納付指導や訪問納 付指導等により債権回収を図っている。

このうち、納付指導に応じない悪質な高額滞納者に対しては、滞納者及び連帯保証人を当事者とした家賃支払い及び明渡請求訴訟を提起することとし、平成20年度には12件訴訟提起し、徴収強化に努めた。

更に,平成18年度より家賃滞納のまま退去した者に対して,民間の債権回収会社に回収業務を委託するとともに,平成20年度からは県職員と県住宅供給公社職員による「夜間督促」を新たに実施した結果,平成19年度決算額で住宅使用料333,227,005円,雑入6,853,348円,敷金収入2,705,500円あった収入未済額のうち,平成21年3月末までに住宅使用料51,014,605円,雑入120,738円,敷金収入492,600円を収納した。

今後は,新規滞納者に対する指導・督促を強化し,新たな滞納者の 発生を防止するとともに,長期高額滞納者には訴訟を前提にした納付 指導を徹底する。なお,債務者の死亡等により債権回収が困難な滞納 債権については,不納欠損処分の検討を行う。

また、平成21年度の組織体制については、訴訟事務を担当する職員を配置し、訴訟による債権回収を加速させるとともに、歳入確保と未収金縮減のため、総力を挙げて「夜間督促」に取り組むこととしている。

<営繕課>

違約金及び延納利息(前払金返納利息)で収入未済がある。引き続き収入未済の解消に努める必要がある。

違約金及び延納利息(前払金返納利息)の収入未済額の状況

平成19年度決算額			11,059円
平成	18年度決	算額	11,059円
増	減	額	0円

本件未収金については,工事請負業者との工事請負契約解除に伴う 前払金返納利息であるが,相手方が事実上倒産(破産)状態であり, 県として債務者名義の唯一の財産である土地に対して仮差押えを行っ ている。

しかし,仮差押えを行っている土地については,当該債権に優先する権利者が存在し,また他に財産もないことから前払金返納利息の徴収は非常に困難な状況である。

当該土地については、当該債権より優先する権利を有する東部県税局(吉野川庁舎)において、本年3月に実施したインターネット公売も含め過去5回にわたり公売を行っているが、いずれも不調に終わっている。

今後とも,当該公売の状況等を見極めつつ,適切に処理して参りたい。

<港湾空港整備局港湾振興管理課>

過料等で収入未済がある。引き続き解消に努める必要がある。 雑入(損害賠償費用)で多額の収入未済がある。引き続き解消 に努める必要がある。

過料等の収入未済額の状況

平成	19年度決	·算額	50,000円
平成	18年度決	算額	50,000円
増	減	額	0円

雑入(損害賠償費用)の収入未済額の状況

平成.	19年度決	算額	189,333,469円
平成?	18年度決	算額	189,333,469円
増	減	額	0円

1 過料等の未収について

滞納法人は,事実上休業状態であり,自主的に支払う意思も無いことから,平成20年度に預貯金,生命保険,不動産等の財産調査を行うも、滞納処分可能な財産は発見できなかった。

今年度も引き続き滞納者の財産を調査中であり、財産を発見した 場合は直ちに差押え・換価処分等の法的措置を実施し、収入確保に 努めたい。

2 雑入(損害賠償費用)の未収について

滞納者は、法人及び同社の代表取締役である個人であるが、個人については、裁判所に自己破産申請を行い、破産法に基づく免責が許可されている。

また,法人については,活動実態がなく法務局の登記官により,解散したものとみなされ,職権で解散登記がなされているが,清算法人として存続し,法人格も消滅していないことから,県の債権も存続している。

なお、滞納者は無資力であり現時点での履行は困難であるが、会社 再建のため鋭意努力し、今後事業を再開して収益を上げた場合には 納付する意思を有しており、平成21年2月10日付けで徳島県会 計規則第110条の2に基づく履行期限の延期についての申請書が 提出された。

よって、平成21年3月6日付けで履行期限を10年間延長する特約を締結し、同日付けで減額調定の処理を行った。

3 契約事務で 適切でないも の

<管財課>

平成19年度に締結した委託契約のうち,契約金額が100万円を超えるもので,随意契約によるものが15件ある。契約事務の在り方として,また,本県の財政状況等を考慮し,多数ある随意契約の見直しを図る必要がある。特に清掃業務については,予定価格の見直しや競争原理の導入を図る必要がある。

随意契約としている業務について、その内容や積算を含め、精査・ 点検し、経費の削減を図るとともに、平成20年度は2件、競争入札 に移行し、平成21年度も1件移行したところであるが、引き続き、 更に競争原理の導入が可能かどうかについて検討を行って参りたい。 清掃業務については、関係部局が集まり、清掃業務委託に関する研

究会を平成20年度に立ち上げ,予定価格の積算基準や仕様書等について見直しを行った。

平成21年度の委託契約に当たっては、研究会の成果を踏まえた共通仕様書と積算基準により執行したところである。

清掃業務に関しての競争原理の導入についての検討も,引き続き行って参りたい。

監査結果の公表年月日 平成21年2月17日

監査の結果

1 歳入で未収 となっている もの 〈東部県税局 徳島庁舎 吉野川庁舎 自動車税庁舎 〉 県税及び税外収入における収入未済については,多額となっており,市町村等関係機関と連携して,一層の収入確保に努める必要がある。

県税の収入未済額の状況

平成19年度決算額			1,318,116,884円
平成	18年度決	算額	1,200,964,247円
増	減	額	117,152,637円

税外収入の収入未済額の状況

平成	19年度決	·算額	30,236,596円
平成	18年度決	算額	29,886,596円
増	減	額	350,000円

講 じ た 措 置

滞納となった県税については、毎年度当初に策定する「県税事務運営方針」に基づき、計画的かつ効率的な滞納整理に取り組んでいる。 平成19年度については、賦課徴収を市町村が行っている個人県民税の現年度課税分が税源移譲により約1.8倍に増加したことから、その未済額が大幅に増加した。

収入確保への取り組みとしては、県税の収入未済額の6割を占める個人県民税については、従前からの共同徴収等に加え、平成17年度からは県の税務職員を市町村に派遣して滞納整理を促進するとともに、平成18年度からは「徳島滞納整理機構」による徴収のほか、地方税法第48条の規定により市町村から個人住民税の一部の徴収を引き受け、県が直接徴収を行った。平成20年度は、これらに加えて新たな徴収対策として「特別徴収制度の普及・拡大」、「市町村職員の税務(徴収)事務研修生受入」等の取り組みを実施した。

その他の税目については,定期的に滞納分析会議を開くなどして進行管理を行い,納付の意思のない者に対しては早期に滞納処分に着手するという方針で取り組んでおり,電話催告,臨戸による納税指導のほか,「滞納繰越分整理強調月間」(7月から9月まで)を設定しての滞納処分を中心とした滞納整理の徹底,自動車税の徴収対策としての預金・生命保険の一斉差押等を行った。

この結果,東部県税局管内において,平成20年度に繰り越した収入未済額1,318,116,884円が平成21年3月31日現在で874,604,417円に減少した。

また、滞納となった税外収入についても県税と同様の整理を行った 結果,平成20年度に繰り越した30,236,596円が27,456,796円に減少 した。

今後も、納期内納付の広報、納税指導により自主納税の促進を図るとともに、公正公平な税務行政を進めていくため厳正な滞納処分を実施することで、県税収入等の確保に努めたい。また、個人県民税については、より一層関係市町村との連携を密にして、徴収支援の充実に努めたい。

<東部保健福祉局 徳島庁舎 >

社会福祉費負担金,返納金(生活保護返納金),母子福祉資金貸付金元利収入及び寡婦福祉資金貸付金元利収入における収入未済については,一層の収入確保と新たな収入未済の発生防止に努める必要がある。

社会福祉費負担金の収入未済額の状況

平成	19年度決	·算額	2,618,640円
平成	18年度決	算額	4,787,780円
増	減	額	2,169,140円

返納金(生活保護返納金)の収入未済額の状況

平成	19年度決	算額	84,142,845円
平成	18年度決	算額	69,585,415円
増	減	額	14,557,430円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成	19年度決	:算額	28,922,487円
平成	18年度決	:算額	27,232,569円
増	減	額	1,689,918円

寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成	19年度決	6,402,781円	
平成	18年度決	6,414,014円	
増	減	額	11,233円

1. 社会福祉費負担金の収入未済額の状況

滞納となっているものについては、債務者の入所する施設への訪問や家庭訪問、電話など、定期的な督促を行うとともに、収入通知を分割して滞納者が納付しやすくするなど、収入確保に努めた。

その結果,平成19年度決算額で2,618,640円であった収入未済額のうち,平成21年3月末までに602,800円を収納した。

なお,平成21年3月31日をもって,残額2,015,840円については消滅時効により欠損処分を行った。

2.返納金(生活保護返納金)の収入未済額の状況

生活保護返納金の収入未済については,「生活保護返納金事務処理 マニュアル」に基づき,督促状,催告状などの文書送付,電話,訪問等あらゆる機会を捉えて納付督促を行っている。

特に,保護廃止ケースからの回収を重点目標とし,廃止ケースの 生活状況等を把握した上で,直接訪問し督促するなど,精力的に取 り組んでいる。

また,市町村合併により,県から吉野川市,阿波市に移管された 生活保護世帯で,県が徴収すべき債権が残っている場合には,各市 福祉事務所の協力を求め,情報交換しながら積極的な徴収に努めて いる。

その結果,平成19年度決算額で84,142,845円であった収入未済額のうち,平成21年3月末までに5,145,174円を収納した。

今後は,さらに管内市町村,民生委員等関係者と連携し,債務者の定期的な訪問指導等を行い,鋭意徴収に努めるとともに,被保護者に対して適正な収入申告の徹底指導,生活状況等の把握,収入状況の調査等を実施することにより,新たな収入未済の発生防止に努めたい。

3. 母子・寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

母子・寡婦福祉資金貸付金については,貸付申請時に担当者や母子自立支援員による面接を行い,制度の趣旨や連帯保証人の責任についての説明を徹底するとともに,将来の償還が適正に行われるよう徹底指導した。

また,償還開始の1カ月前には借受人にその旨連絡するとともに, 口座振替が確実なものとなるよう指導を行い,未収金の発生予防に 努めた。

滞納となったものについては,「母子寡婦福祉資金貸付金償還指導マニュアル」に基づき,借受人や連帯保証人に対し督促状や償還状況の通知を送付するほか,訪問や電話による償還指導を行うなど組織的な対応による収入の確保に努めた。

なお,滞納している借受人の中には,不安定就労で生活に困窮している者も多いことから,併せて母子自立支援プログラム策定事業やひとり親家庭こども自立支援事業等による就労支援にも取り組んでいる。

その結果,平成19年度決算額で母子福祉資金28,922,487円,寡婦福祉資金6,402,781円であった収入未済額のうち,平成21年3月末までに母子1,662,457円,寡婦345,331円を収納した。

今後とも市町村担当部局と連携し、適切な貸付実施による未収金の発生防止を図るとともに、債務者に対しては粘り強い償還指導を行い、収入の確保に努めたい。

<東部農林水産局 徳島庁舎 >

西日本調査設計株式会社に係る違約金の収入未済(614,250円) については、回収が事実上困難であり、議会の議決による債権放棄を行う必要がある。

西日本調査設計株式会社に係る違約金の収入未済については,当該会社が,差押え財産もなく代表者も所在不明であることから,違約金の徴収は事実上困難な状況にある。

このように当該違約金については,回収が困難な状況にあるが,現在,本県が有する他の債権も含め,回収方法及び債権放棄を含む債権の整理などに関して,外部有識者にアドバイスをしていただく組織の設置について検討を進めている。

<東部県土整備局 徳島庁舎 >

- (1) 西日本調査設計株式会社に係る違約金の収入未済(642,600円)及び有限会社ミヤマエ開発工業に係る違約金の収入未済(267,750円)については、回収が事実上困難であり、議会の議決による債権放棄を行う必要がある。
- (2) 雑入(修理代金)及び港湾施設使用料における収入未済については、引き続き解消に努める必要がある。

雑入(修理代金)の収入未済額の状況

89,000円	平成19年度決算額				
99,000円	平成18年度決算額				
10,000円	額	減	増		

港湾施設使用料の収入未済額の状況

平成	19年度決	:算額	40,445,669円
平成	18年度決	:算額	63,427,780円
増	減	額	22,982,111円

(1) 西日本調査設計株式会社及び有限会社ミヤマエ開発工業に係る違約金の収入未済については,財産調査の結果,差押える財産もなく,債務者も行方不明となっている。このように当該違約金については,回収が困難な状況にあるが,現在,本県が有する他の債権も含め,回収方法及び債権放棄を含む債権の整理に関して,外部有識者にアドバイスしていただく組織の設置について検討を進めている。

(2)

雑入(修理代金)の収入未済については,債務者に定職がなく一括納付は困難であり,分納による納付を指導している。平成19年度決算額89,000円であった収入未済額のうち平成21年4月末までに16,000円納付した。今後も引き続き指導し,完納させたいと考えている。

港湾施設使用料の平成19年度収入未済額40,445,669円については,平成21年4月末までに15,232,123円を収納した。

このうち,徳島海運株式会社の収入未済額(22,925,446円)については,今後,新たな未収金が発生しないよう,使用している施設(野積場,上屋)を返地させた。

また,株式会社フロンティアの収入未済額(2,288,100円)については,分納による納付指導に加え,野積場の返地を指導している。

<東部県土整備局 本庁舎 >

西日本調査設計株式会社に係る違約金の収入未済(239,400円) については,回収が事実上困難であり,議会の議決による債権放棄を行う必要がある。

西日本調査設計株式会社に係る違約金の収入未済については,財産 調査の結果,差し押さえる財産もなく,債務者も行方不明となってい る。

このように当該違約金については,回収が困難な状況にあるが,現在,本県が有する他の債権も含め,回収方法及び債権放棄を含む債権の整理などに関して,外部有識者にアドバイスをいただく組織の設置について検討を進めている。

<東部県土整備局 鳴門庁舎 >

(1) 河川海岸使用料及び港湾施設使用料における収入未済については,今後,債務者の資産状況等を十分調査の上,債権の回収を図っていく必要がある。

河川海岸使用料の収入未済額の状況

平成	19年度決	算額	188,854円
平成	18年度決	算額	43,025円
増	減	額	145,829円

港湾施設使用料の収入未済額の状況

平成	19年度決	·算額	306,600円
平成	18年度決	算額	1,529,130円
増	減	額	1,222,530円

(2) 西日本調査設計株式会社に係る違約金の収入未済(131,250円)については、回収が事実上困難であり、議会の議決による債権放棄を行う必要がある。

河川海岸使用料の収入未済額の取組状況

平成20年度において,3名であった債務者のうち,戸別訪問等の結果,2名からの納付があり,平成19年度決算額で188,854円であった収入未済額のうち,平成21年3月末までに16,479円を収納した。

残り1名についても,現在,債務者の遺族に対し,直接会って納入等の指導を行っている。今後は,指導と並行して,貯金等資産状況の調査を行い,所要の手続きを行っていく予定である。

港湾施設使用料の収入未済額の取組状況

債務者が所在不明であることから,現在,親族に対し情報提供を 求めている。

今後とも,引き続き債務者の所在確認に努めるとともに,状況に応じ法的措置について,検討を行っていく予定である。

(2) 西日本調査設計株式会社に係る違約金の収入未済については,財 産調査の結果,差し押さえる財産もなく,債務者も行方不明となっ ている。

このように当該違約金については,回収が困難な状況にあるが, 現在,本県が有する他の債権も含め,回収方法及び債権放棄を含む 債権の整理などに関して,外部有識者にアドバイスをいただく組織 の設置について検討を進めている。

<東部県土整備局 吉野川庁舎 >

(1) 河川海岸使用料における収入未済については,今後,未収分について,滞納処分も含めて債務者と協議等を進め,債権の回収を図っていく必要がある。

河川海岸使用料の収入未済額の状況

(1) 河川海岸使用料の収入未済については,電話や訪問による納付指導を何度も行ない,大口の滞納者が分割納付を開始するに至った。 この結果,平成19年度決算額で5,141,097円であった収入未済額のうち,平成21年3月末までに2,697,320円を収納した。

今後とも引き続き電話及び訪問による納付指導を続けていくとともに、必要があれば財産調査等支払い能力の有無についても調査し、

		平成1	9年度決	算額	5,141,097円		未収金の減少に努めたい。
		平成1	8年度決	算額	5,966,091円		
		増	減	額	824,994円		
	(2) 西日本調査設計株式会社に係る違約金の収入未済(88,650円) については,回収が事実上困難であり,議会の議決による債権 放棄を行う必要がある。				に係る違約金の収入 困難であり,議会の	未済(88,650円) 議決による債権	(2) 西日本調査設計株式会社に係る違約金の収入未済については,財産調査の結果,差し押さえる財産もなく,債務者も行方不明となっている。 このように当該違約金については,回収が困難な状況にあるが,現在,本県が有する他の債権も含め,回収方法及び債権放棄を含む債権の整理などに関して,外部有識者にアドバイスをいただく組織の設置について検討を進めている。
通勤手当の 支給で適切で ないもの	通勤	あった。	を給にお	illT,	・ > 支給要件に該当しな 確認及びチェック体	いものに対する 制の強化を図る	通勤手当の支給については,再点検を行うとともに,支給要件の確認及びそのチェックについて複数で行う体制に改めた。

監査結果の公	表年月日	平成 2	1年4月	20日									
	監	查	Ø	結	果			講	U	た	措	置	
1 歳入で未収 となっている もの	吹高等等名 高と高と 高 く 第 [校 > 校使用料に	おける収収入未済・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	入未済につ の発生防止 額の状況 498 420	いては,	高等学校><穴 収入確保に努め 必要がある。	い校納学 入納 っ指い て料 て授入金こ未し今て導。ま十減 に 業督等の済た後,に た分免 は利促の結額。も家ね 、に制 がある。 リア	島戦を利果の 県庭ば 入説度県収行用,う 教訪り 学明や立マうを平ち 育問強 説を各高二と勧成, 委やく 明す種等ュとめ1平 員電取 会る奨	学アもる9成 会話り 等と学校ルにな年2 とに組 にと金授」,ど度1 県よん おも等業に家り等 立りで いにを	科納ででは、 科納づいまでは、 はいまではななななななななななななななななななななななななななななななななななな	要職じ解2に を入よ 支や場項員で消61 密督り 払社合いが授努,6 しを入 務情あび庭料め92 ,行確 ,勢る	は、「話談では、「話談では、「話談では、」、「話談では、」、「話談では、」、「話談では、」、「話談では、一句では、「ないでは、」では、「ないでは、」では、「ないでは、」では、「ないでは、「ないでは、これでは、「ないでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	学り奨収収な入たい業者

平成	19年度決	算額	1,773,500円
平成	18年度決	算額	1,260,100円
増	減	額	513,400円

<阿波西高等学校>

平成	19年度決	·算額	121,800円
平成18年度決算額			121,800円
増	減	額	0円

<穴吹高等学校>

平成19年度決算額			226,900円
平成18年度決算額			216,600円
増	減	額	10,300円

いくなどにより,新たな収入未済の発生防止に努めていきたい。

<新野高等学校>

未納者に対しては、徴収マニュアルに基づき、学級担任と連携を取 り、生徒及び保護者への督促を繰り返し行った。

この結果,平成19年度決算額で498,100円であった収入未 済額のうち,平成21年3月末までに116,200円を収納した。

今後とも、徴収マニュアルに基づき、滞納発生の場合、速やかに保 護者に「お知らせ」を送付し,それでも未納の場合は直ちに督促をし て収入未済の発生防止に努めることとし,更に未収となっているもの については,郵便,電話による督促だけでなく,家庭訪問による督促 を行い,鋭意授業料未収金の収納に努めたい。

< 鴨島商業高等学校 >

平成20年度においては、再度、未納者(退学者及び在学生)に督 促状を送付するとともに,担任・学年主任が家庭を訪問し督促を続け

この結果、平成19年度決算額で1、773、500円であった収 入未済額のうち、平成21年3月末までに415、800円を収納し

今後も徴収マニュアルに基づき、授業料未納者対策検討委員会を開 催し対応策を検討し,督促状の郵送,電話での督促とともに,教員(教 頭,学年主任,担任)と事務職員がチームを組んで家庭訪問や保護者 との面談を行い、各家庭の状況の把握に努めながら、授業料未収金の 収納に全力をあげて取り組んでまいりたい。

<阿波西高等学校>

未納者については平成18年2月以降住所不明となっている1名の みのため、その所在の確認に努めており、現住所が判明次第、督促状 の郵送に加え,教職員による家庭訪問等を行い,授業料未収金の収納 に努める。

また、授業料未納の発生防止を図るため、新入生の入学説明会等に おいて、授業料の支払い義務、未納に対する処分等についてこれまで 以上に時間をかけて説明し、口座振替を推奨したところである。

<穴吹高等学校>

未納者に対しては,督促状の発送,電話及び家庭訪問により督促を 行った。

この結果、平成19年度決算額で226、900円であった収入未 済額のうち,平成21年3月末までに29,100円を収納した。

今後も引き続き郵便,電話による督促を行うとともに,昼間不在の 家庭が多いことから、夜間の家庭訪問も数多く行い、保護者と面談を することにより授業料未収金の収納に努めたい。

2 現金収入に

<徳島中央高等学校>

関する事務処| 歳入を直接収納したときは,特別の理由がある場合を除き,即| 適切な事務処理を行うためには,会計規則等の関係法令を熟知して

理で適切でないもの

日指定金融機関等に払い込まなければならないにもかかわらず, 払い込みが遅れているものがあった。また,即日払い込みができ なかった場合には,現金整理簿に必要な事項を記録しなければな らないにもかかわらず,現金整理簿に記録されていないものがあ った。今後このようなことがないよう,チェック体制を強化する 必要がある。 おくことが必要不可欠であるため、収入事務の流れ・関係法令等に関する職場研修を実施し、必要な知識の習得に努めた。

また,この度の不適切な事務処理に担当者以外の職員が気が付かなかったことの反省に立ち担当者一人だけの判断で事務処理が行われることのないよう,担当者 副主任者 事務長によるチェック体制を構築した。

具体的には、現金収入に関する事務処理を適切に行うため、調定決議書及び払込書発行簿については、担当者 副主任者 事務長で稟議の上、決裁をとることとし、即日払い込みができなかった現金については、その都度、事務長が現金整理簿に記録した内容と突合した上、現金整理簿の欄外に確認印を押すこととした。さらに、現金が確実に払い込まれたことを確認するため、事務長が払込書発行簿と金融機関の領収書を照合することとした。

3 契約事務で 適切でないも の

<二十一世紀館>

設備運転管理業務ほか3業務の委託契約については,入札により受託業者を決定しているが,翌年度当初の2又は3箇月間の業務を,引継期間が必要であるなどの理由により,当該受託業者と一者随意契約している。一年度を通しての契約,長期継続契約等の検討を行い,競争性を確保する必要がある。

指摘のあった設備運転管理業務ほか3業務の委託契約については, 平成21年度からそれぞれ指名競争入札(H21.3.27執行)により一年度を通しての契約を締結している。

また,長期継続契約等の検討については,予算が毎年削減されるなど厳しい状況であり委託業務内容の確定等問題があることから,今後検討したい。

<徳島工業高等学校>

徳島工業高等学校について,一体的に施行すべき工事を分割施行し,競争入札を回避して随意契約を締結し,不適正な事務処理を行ったものがあった。本件事案においては,教育総務課について,本庁執行が適当である工事をかい配当により執行させたものであり,今後このようなことがないよう,執行態勢を見直す等,適正な事務の執行に努める必要がある。

教育委員会では,適正な事務の執行に努めるため,次のような措置 を講じた。

修繕工事の適正な事務執行に向けて,県立学校等における土木工事の施工に際しての設計・施工・施工監理等に対する助言・指導体制の強化を図るため,平成21年4月1日より,県土整備部土木技術職員の教育委員会事務局施設整備課への兼務発令を行ったところである。

また,現在,円滑な入札事務執行のため,県立学校等における修繕工事の施工に係る標準仕様書の作成に取り組んでいるところであり,今後は,学校事務職員を対象とした入札事務の研修や周知を順次実施し,平成21年7月から,予定価格が100万円以上の修繕工事の執行については,緊急を要する場合を除き,原則,競争入札によることとした。